

議案第 1 1 9 号

訴えの提起について

奨学金の返還の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

1 事件の要旨

相手方は、奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にもかかわらず、その返還を行わなかったため、奨学金の返還を求めるもの

2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し奨学金の返還を求めるもの
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 訴訟遂行の方針

- (1) 相手方から奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。